

## 鳥取大学工学部学科長会議規程

第1条 鳥取大学工学部に、学科長会議を置く。

第2条 学科長会議は、各学科間の連絡調整と教授会の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第3条 学科長会議は、学部長、副学部長及び学科長をもって組織する。

第4条 学部長は、学科長会議を招集し、その議長となる。

第5条 学部長は、必要に応じ学科長以外の者を会議に出席させることができる。

第6条 学科長会議の事務は、工学部事務部において処理する。

### 附 則

この内規は、昭和43年5月24日から施行する。

### 附 則

この内規は、昭和50年3月14日から施行する。

### 附 則

この内規は、昭和59年12月16日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成元年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成5年8月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。